

定 款

一般社団法人全国重症心身障害日中活動支援協議会

第1章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人全国重症心身障害日中活動支援協議会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を札幌市白石区川北 2 2 5 4 番地 1 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、在宅の重症心身障害児・者（以下「重症児者」という）の日中活動を支援する事業所が、必要な情報の交換、職員の資質向上を目指した研修、共通する諸問題の調査研究、関係機関との連携・折衝等を通じて、同事業の健全な運営をはかることにより、地域で暮らす重症児者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 研修会及び研究会の開催
- (2) 在宅の重症児者の日中活動支援に関わる諸問題の調査及び研究
- (3) 関係諸機関・団体との連携及び折衝
- (4) 全国または各地域レベルの会員相互の連絡・交流
- (5) その他この法人の目的達成に必要な事業

第3章 会 員

(法人の構成員)

第 5 条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した次のいずれかの団体（法人を含む。以下同じ。）
 - ① その主たる対象を重症心身障害として児童発達支援、放課後等デイサービス又は生活介護を行う団体
 - ② 現に重症児者を受け入れている児童発達支援、放課後等デイサービス又は生活介護を行う団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第 6 条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

2 入会の承認を受けた者に対して、この法人から本人又は代表者に通知する。

3 この法人の会員は、全国を「北海道・東北」、「関東」、「東海・北陸・甲信越」、「近畿」、「中国・四国」、「九州・沖縄」の6つの地域区分（以下「ブロック」という。）のいずれかに所属するものとする。会員が所属するブロックは、会員が個人の場合にはその者の住所地が存する都道府県によって、会員が団体の場合にはその団体の主たる事務所の所在地が存する都道府県によって、それぞれ定まるものとする。

（入会金及び会費）

第7条 正会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、理事会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

（任意退会）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

（1）この定款その他の規則に違反したとき。

（2）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（3）その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

（1）第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。

（2）総正会員が同意したとき。

（3）当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総 会

（構成）

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

（権限）

第12条 総会は、次の事項について決議する。

（1）会員の除名

（2）理事及び監事の選任又は解任

（3）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、法令又はこの定款により別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (6) その他法令で定める事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第18条 総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理

人は、代理権を証明する書類をあらかじめこの法人に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事4名以上20名以内

(2) 監事2名

2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。

3 理事のうち、1名以上3名以内を副会長とし、1名を事務局長とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、この法人の正会員の役員もしくは職員の中から、総会の決議によって選任する。

2 この法人の会長は、理事及び監事として選任されるべき者を推薦することができる。推薦できる人数は、第20条に規定された理事及び監事の各定数までとする。

3 第6条第3項が規定する各ブロックは、その所属会員の決議によって、この法人の理事として選任されるべき者を各ブロックに所属する正会員の役員もしくは職員の中から推薦することができる。

4 会長、副会長及び事務局長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その業務を代行する。

4 事務局長は、この法人の事務を総括的に執行する。

5 会長、副会長及び事務局長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この

法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。

(顧問及び相談役)

第27条 この法人に、顧問及び相談役若干名を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、学識経験者の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 顧問及び相談役は、会長の諮問に応え、理事会において意見を述べることができる。

4 顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第6章 理 事 会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び事務局長の選定及び解職

(4) 顧問及び相談役の選任及び解任

(5) 総会の開催の日時及び場所並びに総会の目的である事項の決定

(6) 規則の制定、変更及び廃止

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事会の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第33条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案について異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 会 計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月末日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を経て、総会に報告する。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金の不分配)

第38条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

2 この法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併)

第40条 この法人は、総会における、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第41条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会

(委員会)

第43条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者の中から理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議によりその都度定める。

第10章 事務局

(事務局)

第44条 この法人の会計事務を処理するほか、会長又は理事会から付託された事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の責任者は、第20条第3項及び第21条第4項に定める理事である事務局長とし、必要に応じて職員を配置する。

3 事務局の組織及び運営に関する必要な費用は、理事会の決議により別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合には、官報に掲載する方法による。

第12章 附 則

(最初の事業年度)

第46条 この法人の設立初年度の事業年度は、この法人の成立の日から平成30年9月末日までとする。

(設立時の役員等)

第47条 この法人の設立時理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時理事	末光 茂
設立時理事	小西 徹
設立時理事	椎木 俊秀
設立時理事	宮野前 健
設立時理事	木村 真人
設立時監事	山本 功二
設立時監事	松澤 賢治

(設立時社員の名称及び住所)

第48条 設立時社員の名称及び住所は、次のとおりである。

住 所	岡山県岡山市北区祇園866番地
設立時社員	社会福祉法人旭川荘
住 所	北海道札幌市白石区川北2254番地1
設立時社員	社会福祉法人北翔会

(法令の準拠)

第49条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

この定款は、平成29年9月25日より施行する。